

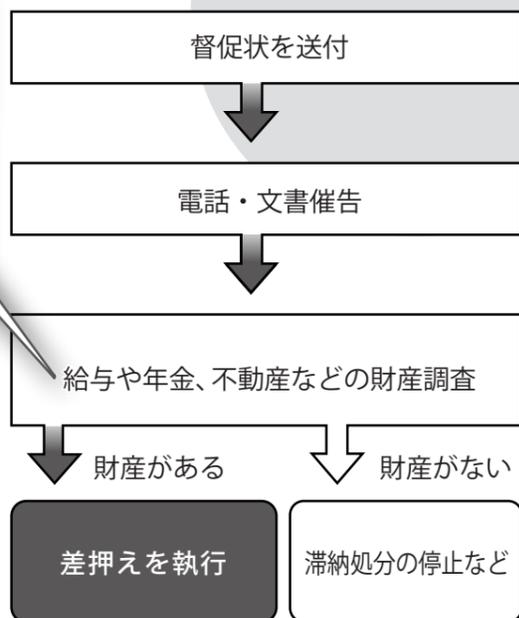
■滞納者への対処について

- ① 滞納者の給与や年金の支給状況などについて調査
- ② 収入先や取引状況などの調査
- ③ 不動産の所有や抵当権の設定、負債額などの調査
- ④ 自宅などを搜索し、生活必需品以外の動産（貴金属や宝飾品など）の所有状況を調査
- ⑤ 滞納者の生活状況などについて家族や親族、近隣住民へ聞き取り調査

▼市では納期限までに納付がない場合、電話や文書による催告を行い、滞納者へ早期の納付を促しています。

それでも納付または相談がない場合には財産調査を行い、財産の有無を確認した上で滞納処分を執行します。

【「滞納者への対処」の一例】



納付相談はお早目に！

▼皆さんが納めている税金などは、行政サービスを行うための貴重な財源となっています。

●主な相談窓口

対象税目など	担当課（電話番号）
市 税	市・税務課（42-1804）
保育実施費負担金	市・教育委員会 子育て支援課（42-1808）
学童保育実施費負担金	
上・下水道料金	市・上下水道課（42-5151）
下水道事業受益者負担金	市・上下水道課（42-2049）
介護保険料	市・介護支援課 （はとふる内・49-6070）
後期高齢者医療保険料	市・市民課（42-1805）
住宅使用料	市・建築住宅課（56-5001）
土地貸付料	市・管財課（42-1813）
医療費	市立病院・医事課（49-1011）

新型コロナウイルス感染症等の影響をはじめ、病気や失業などのやむを得ない事情で納付が困難な場合は、お早めに各担当課へご相談ください。

なお、各担当課は、左記の表でご確認ください。

また、市ホームページ(<http://www.e-rumoi.jp/>)でもご確認いただけます。

納期限をしっかりと守り、忘れずに納めましょう。



不納欠損を発生させないために

市では、行政サービスの財源確保と不納欠損の圧縮を図るため、徴収体制の強化や滞納者への対処などに取り組んでいます。

問 市・税務課 TEL 42-1804

不納欠損について

▼不納欠損とは、未納となっている市の債権（市税や公課など）のうち、徴収の見通しが立たないなどの理由で未収金から除くことを言います。

- 【無財産・無資力】
滞納処分できる財産がない状態
- 【生活困窮】
日常生活に必要な最低限の財産しかない状態
- 【破産等による免責】
破産などで財産を全て失っている状態
- 【居所・財産不明】
住所や勤務先、財産などが不明である状態
- 【その他】
住んでいる場所は判明しているものの、生活実態や財産が不明である状態のほか、相続放棄されている状態

令和2年度の不納欠損状況

●市税（市民税や国民健康保険税など）

発生理由	件数	金額
無財産・無資力	52件	729万6,400円
生活困窮	287件	2,137万5,629円
居所・財産不明	6件	31万9,500円
その他	21件	1,007万3,544円
合計	366件	3,906万5,073円

●公課（下水道料金や介護保険料など）

発生理由	件数	金額
無財産・無資力	1件	1万4,300円
生活困窮	183件	305万5,684円
居所・財産不明	105件	31万9,525円
その他	154件	576万1,995円
合計	443件	915万1,504円

●公課以外（住宅使用料と土地貸付料）

発生理由	件数	金額
無財産・無資力	0件	—
生活困窮	1件	45万2,600円
居所・財産不明	1件	1万1,976円
その他	1件	1万7,400円
合計	3件	48万1,976円

●企業会計（水道料金と医業収益）

発生理由	件数	金額
生活困窮	51件	476万7,837円
破産等による免責	3件	4万7,415円
居所・財産不明	5件	42万0,128円
その他	0件	—
合計	59件	523万5,380円

令和2年度不納欠損の発生理由は昨年同様、「生活困窮」が大半を占めており、依然として厳しい納税環境が続いていると考えられます。

このため、市では、今後も滞納者の実態を踏まえながら、適正な債権管理に努めていきます。

